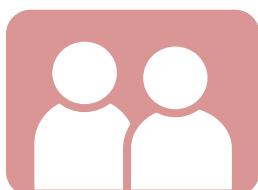


10月から、3歳児から5歳児までの保育料が無償化されます。

※ 0歳児から2歳児までの市町村民税非課税世帯の児童も保育料無償化の対象となります。

- 令和元年10月から、3～5歳児の児童については保育料が無償化されるため、町（保育所・園）へお支払いいただく必要がなくなります。
- 保育所・園の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。そのため、保育所等を利用する保護者も、給食費を負担することが原則となりますので、保育料の無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。今後、主食分と副食分の給食費は、保育所・園に直接お支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

～これまで～

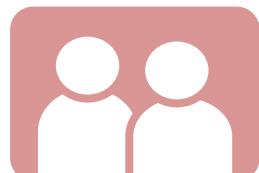


保護者
負担

保護者の皆様



～無償化後（令和元年10月以降）～



保護者の皆様



保育料
(給食費以外)

無償化

町（保育所・園）への保育料の支払いは不要になります。



利府町

保護者
負担

副食費 (4,500円)

主食費 (2,000円)

保育所・園

主食及び副食分の給食費は、保育所・園に直接お支払いいただきます。

※ 行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

問い合わせ先：利府町子ども支援課保育係

TEL: 022-767-2196 MAIL: hoiku@rifu-cho.com